

単元未満株式買増請求書 兼 取次請求書

会社名

年 月 日

ご入金額 (買増概算金額) ※買増概算金の口座引落はできません。

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	円
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

提出先 **みずほ信託銀行株式会社** あて

1単元の株式数 株	=	ご所有単元未満株式数 株	うち提出株券株式数 (未上場会社) 株	+	買増請求株式数 株
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>

私が所有する貴社の上記株式について、買増の取次または買増を請求します。
 買増に伴う精算金額は右記返金方法指定欄に記載の方法により精算するよう請求します。

株主番号

住所	〒 - 電話 (日中連絡先) - -		
	<input type="text"/>		
氏名	(フリガナ)	お届け出印	
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	

返金方法指定欄 (いずれかに○印)

10. ※ゆうちょ銀行は指定できません。

金融機関	銀行 信金 農協 信組 労金		店
	金融機関番号	店番号	口座番号
口座振込	フリガナ	種目	氏名
	<input type="text"/>	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他	<input type="text"/>

21. ゆうちょ銀行現金払 貯金事務センターから振替払出証書が送付されるまで多少の日数を要します。
 窓口で本人確認の書類の提示を求められる場合があります。

社用欄

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>



(ご注意) 1. 裏面のお願いをご参照のうえ、太枠の中にご記入、ご押印ください。
 2. 証券会社等に一般口座をご利用の株主様は、お取引のある証券会社等でお手続きください。

お 願 い

1. 買増請求について

- (1) この買増請求書は上場株式（特別口座）ならびに未上場株式用です。
証券会社等の一般口座をご利用の株主様はお取引の証券会社等でお手続きください。
- (2) 買増請求の効力発生日（価格決定日）は次のとおりです。
 - ・上場株式（特別口座）
特別口座の口座管理機関から証券保管振替機構経由で株主名簿管理人に買増請求が到着した日。
 - ・未上場株式
株券（発行されていない場合は不要）および書類が株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到着した日。
- (3) 買増日、買増価格、適用取引所等の指定は認められません。
- (4) ご記入の株式数が、振替口座簿記載株式数（未上場会社においては株主名簿記載株式数）と異なるときは、改めて正しい数をご記入のうえ、お手続き願います。
- (5) 株式合併等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第70条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買増価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。
- (6) 買増請求を受けた株式は、会社が買増代金の受領を完了した日に、買増をご請求の株主様に移転します。
- (7) 会社が所有している株式の残高が不足した場合、または権利確定日前一定の期間（確定日を含む）は買増請求の受付を停止させていただきますので、ご了承ください。なお、受付停止期間および再開時期等の詳しい内容は、右記照会先にご照会ください。

2. 買増概算金について

- (1) 買増のご請求にあたり、あらかじめ買増概算金のご入金が必要ですのでご了承ください。
- (2) 買増概算金の計算方法
買増株数に請求日の前営業日の取引所における会社の終値（新聞紙上の株式欄をご参照ください。）を乗じた額に、会社が株式取扱規程（則）に規定する割合を乗じた額（千円未満切り上げ）を記入し、ご入金ください。
郵送による請求にて買増概算金をご入金いただいた方で、買増概算金が規定の金額に満たない場合は、別途入金依頼書を送付しますので、ご入金ください。
- (3) 買増概算金にお利息はつきませんので、ご了承ください。
- (4) 精算方法
買増概算金から、手数料を含む買増に必要な金額を差し引いた精算金は、ご指定の方法でご返金します。

（ご照会先）〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社証券代行部

☎0120-288-324